地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要

令和８年３月
総　　務　　省

１　改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

２　主な改正の内容

（１）　固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

① 令和６年能登半島地震に係る特例措置の創設に伴い、その対象となる者の細目（※）等を定める。

※　令和５年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者　等

② 新築住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件の引下げ（※）を行う。

※　床面積要件を現行50㎡以上280㎡以下から原則40㎡以上240㎡以下に引き下げる。

（２）　道府県民税利子割に係る清算制度の導入に伴う規定の整備

- 清算は毎年度２月に行うこととする。
- 市町村に対する交付の時期の見直し（※）を行う。

※　現行毎年度８月、12月、３月にそれぞれ行っている市町村に対する交付は、毎年度３月に行うこととする。

３　施行期日

原則として令和８年４月１日